

佐久間病院看護師等修学資金貸与制度のあらまし

この制度は、将来、浜松市国民健康保険佐久間病院（以下、「佐久間病院」という。）において看護職員（看護師、准看護師、保健師）として勤務する意思のある学生を支援するための制度です。

看護職員の養成施設（学校及び養成所）に在学する学生で、卒業後に佐久間病院において看護師等の業務（以下、「看護業務」という。）に従事しようとする意志を有する方に対し修学資金を貸与します。

また、看護師等の免許を取得した後に、佐久間病院において一定期間以上勤務することで修学資金の返還が免除となります。

1 貸与対象者

看護師、准看護師、保健師の資格を取得するための養成施設[※]に在学している人のうち、将来佐久間病院において看護職員として勤務する意思のある人（本人住所、養成施設の所在地は問いません。）

※ 保健師助産師看護師法で規定された養成施設

(1) 第 19 条第 1 号	保健師学科（文部科学大臣指定/1 年以上）
(2) 第 19 条第 2 号	保健師養成所（都道府県知事指定）
(3) 第 21 条第 1 号	看護師大学（文部科学大臣指定/短期大学除く）
(4) 第 21 条第 2 号	看護学校（文部科学大臣指定/3 年以上）
(5) 第 21 条第 3 号	看護師養成所（都道府県知事指定）
(6) 第 22 条第 1 号	看護学科（文部科学大臣指定/2 年）
(7) 第 22 条第 2 号	准看護師養成所（都道府県知事指定）

2 貸与額と貸与期間

- (1) 貸与額 月 7 万円（年間 8 4 万円）
➤ 浜松市看護師等修学資金貸与制度[※]（月 8 万円）との併用により、月 15 万円の貸与を受けられます。
- (2) 貸与期間 在学する養成施設の正規の修業年限内とします。

※ 浜松市看護師等修学資金貸与制度（天竜健康づくりセンター所管）

市内の看護師等の確保が困難な地域（指定地域）において看護師等の業務に従事しようとする意思を持つ人を対象に、修学資金を貸与する制度。

3 貸与の申請

申請は、連帯保証人を立て、次により行って下さい。

(1) 申請期間 4月1日～4月30日(4/30消印有効)

(2) 提出書類

- 修学資金貸与申請書(第1号様式)
- 推薦書(第2号様式)
- 養成施設の成績証明書(1年生は、最終卒業学校の成績証明書)
- 世帯全員の住民票の写し(取得した日から3ヶ月以内のもの)

(3) 申請先 佐久間病院

(4) 連帯保証人

連帯保証人は、次のすべての要件を満たす必要があります。

貸与が決定した際には、連帯保証人関連の書類提出が必要となります。

- 独立の生計を営んでいること。
- 修学資金等の返還債務を履行できる必要な資力を有していること。
- 市町村民税を滞納していないこと。

浜松市看護師等修学資金貸与制度と併用する場合

- ◇ 制度ごとに、申請書を作成。
- ◇ 推薦書、成績証明書、住民票の写しは、申請書ごとに添付する必要はなく、どちらかの申請書に1部添付してください。
- ◇ 申請書等は、佐久間病院、または天竜健康づくりセンターのどちらかへまとめて提出してください。

佐久間病院

〒431-3908 浜松市天竜区佐久間町中部 18 番地の 5

TEL 053-965-0054

天竜健康づくりセンター

〒431-3314 浜松市天竜区二俣町二俣 530 番地の 18

TEL 053-925-3142

4 貸与の決定

- (1) 決定 審査後、申請者本人にその可否を通知します。
- (2) 貸与決定を受けた方の提出書類
- 修学資金借用誓約書（様式第4号）
 - 連帯保証人の印鑑登録証明書（取得日から3ヶ月以内のもの）
 - 連帯保証人の市町村民税の納税証明書及び所得証明書
(取得可能な最新年度のもの)
 - 支払金口座振替依頼書（申請者名義の口座）
- (3) 提出期限 貸与決定通知を受けた日から起算して10日以内
- (4) 修学資金 提出書類の審査後、年2回に分けて貸与します。

5 返還の免除

養成施設を卒業した日の翌月から佐久間病院において看護職員として従事し、引き続き貸与期間勤務した場合に、貸与した修学資金の返還が免除されます。

- 修学資金等返還債務免除申請書（様式第19号）
- 佐久間病院長が発行する就業証明書

6 返還

次のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金に利息（年3%）を加算して返還していただきます。

- 養成施設を退学した場合
- 卒業後、佐久間病院において看護業務に従事しなかったとき。
- 卒業後、佐久間病院において看護業務に従事し、引き続き貸与期間従事しなかったとき。
- その他、修学資金貸与の目的を達成することができないと認めるとき。

- (1) 提出書類
- 修学資金返還誓約書（第17号様式）
 - 連帯保証人の印鑑登録証明書（取得した日から3ヶ月以内のもの）
- (2) 提出期限 返還事由が発生した日から10日以内

8 異動等の届出

返還免除が決定される日まで、或いは返還債務が終了する日までの間に、次の要件に該当した場合は、必要な届出を行って下さい。

手続き事項	提出書類	備考
1) 進学しようとするとき		6ページ参照
2) 休学・復学・転学・退学したとき		5ページ参照
3) 条例第2条ただし書に該当したとき(※)	<input type="checkbox"/> 条例第2条ただし書該当届 (第8号様式)	
4) 氏名・住所等を変更したとき(修学生等)	<input type="checkbox"/> 修学生等氏名・住所等変更届 (第9号様式) <input type="checkbox"/> 住民票の写し	
5) 氏名・住所等を変更したとき(連帯保証人)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人氏名・住所変更届 (第10号様式) <input type="checkbox"/> 住民票の写し	
6) 修学資金の貸与を辞退するとき		5ページ参照
7) 養成施設を卒業したとき		6ページ参照
8) 佐久間病院で看護業務に従事したとき		6ページ参照
9) 佐久間病院で看護業務に従事しなくなったとき	<input type="checkbox"/> 業務廃止届(第14号様式) <input type="checkbox"/> 退職辞令書の写し	
10) 修学生等が死亡したとき	<input type="checkbox"/> 死亡届(第15号様式) <input type="checkbox"/> 死亡者の戸籍抄本	
11) 修学生の現況報告		5ページ参照
12) 連帯保証人の変更	<input type="checkbox"/> 連帯保証人変更承認申請書(第5号様式) <input type="checkbox"/> 新たな連帯保証人の印鑑登録証明書 (取得した日から3ヶ月以内のもの) <input type="checkbox"/> 新たな連帯保証人の市町村民税の納税証明書及び所得証明書(取得可能な最新年度のもの)	

※ 条例第2条ただし書に該当する者

- ✓ 成年被後見人又は被保佐人
- ✓ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ✓ 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、2年を経過しない者
- ✓ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、罪を犯し、刑に処せられた者
- ✓ 政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

貸与中(在学中)に行うこと

毎年4月1日現在の現況届を提出すること。

- (1) 提出書類 修学生現況届 (第16号様式)
 養成施設の在学証明書 (4月1日以降発行のもの)
- (2) 提出期限 4月15日

+ そのほかの届出

●休学／停学したとき (休止)

事由発生日の翌月から貸与を休止します。

- 提出書類 休学・復学・転学・退学届 (第7号様式)
 学校長が発行する該当事項の証明書

●退学したとき／修学資金を辞退するとき (廃止)

事由発生日の翌月から貸与を打ち切ります。

- 提出書類
- 退学 → 休学・復学・転学・退学届 (第7号様式)
 学校長が発行する該当事項の証明書
- 辞退 → 修学資金辞退届 (第11号様式)
 ※在学中は返還猶予が可能です。
 修学資金等返還猶予申請書 (第18号様式)
- 修学資金の返還
 貸与した修学資金の返還債務が発生します。
 手続きは、「6 返還」を参照してください。

養成施設を卒業したとき

区 分	提 出 書 類	提出期限
佐久間病院で 看護業務に 従事する場合	<input type="checkbox"/> 卒業届（第 12 号様式） <input type="checkbox"/> 養成施設の卒業証書の写し <input type="checkbox"/> 看護師等免許証又は登録済み証明書の写し	5 月 1 5 日
進学 （貸与継続）	<input type="checkbox"/> 進学届（第 6 号様式） <input type="checkbox"/> 養成施設の卒業証書の写し <input type="checkbox"/> 進学先の合格通知書、入学許可書等	3 月 31 日
進学 （貸与不要）	<input type="checkbox"/> 卒業届（第 12 号様式） <input type="checkbox"/> 養成施設の卒業証書の写し <input type="checkbox"/> 修学資金辞退届（第 11 号様式） <input type="checkbox"/> 修学資金等返還猶予申請書（第 18 号様式） <input type="checkbox"/> 進学先の合格通知書、入学許可書等	
免許未取得 就職浪人	<input type="checkbox"/> 卒業届（第 12 号様式） <input type="checkbox"/> 養成施設の卒業証書の写し ★免許取得及び佐久間病院で看護業務に従事 する意思がある場合（1 年を限度に猶予） <input type="checkbox"/> 修学資金等返還猶予申請書（第 18 号様式） 免許取得及び佐久間病院従事の意味がない 場合は、「4 返還」を参照。	4 月 15 日

♣ 上記以外の方

貸与した修学資金の返還債務が発生します。

手続きは、「6 返還」を参照してください。

佐久間病院で看護業務に就いたとき

- (1) 提出書類
- 業務従事開始届（第 13 号様式）
 - 採用辞令書の写し
 - 看護師免許証の写し
 - 修学資金等返還猶予申請書（第 18 号様式）

- (2) 提出期限 5 月 15 日